

令和5年度第1回東海村高齢者福祉計画推進委員会 議事録

日時	令和5年6月26日（月）午後6時30分～午後8時	
場所	東海村役場 原子力視察研修室	
出席者	委員	薄井委員長，藤澤委員，土屋委員，安田委員，松本委員，今橋委員，石丸委員，阿部委員，砂押委員，根本委員，横倉委員，清水委員，菊本委員，岡村委員，杉山委員
	事務局	【福祉部】白石部長 （地域福祉課）山口課長，木梨課長補佐，ヴァキリ係長，増子主事 （保険課）照沼課長，上田係長 （総合相談支援課）藤田課長，川上係長，菅原主任社会福祉士 （健康増進課）北崎係長
議題	(1)令和5年度事業の取り組み内容について (2)第9期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画について	
内容		
議題(1)	令和5年度事業取組内容について，資料に沿って説明。重点項目を中心に，変更がある事業や，重点的に取り組む予定のある事業について担当から説明。（9つの重点項目に変更はなし。）	
事務局説明	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携の推進 令和4年度までは研修会の開催を中心としていたが，思うように開催できていなかった。令和5年度については，研修会に加えて在宅医療や介護に関することや，相談窓口の普及啓発を行う。例えばふれあい福祉まつり等（実施済み），地域のイベントに出向き啓発を行っていききたい。さらに，東海村の多くの介護サービス事業所で導入している情報連携ツールであるMCSについて，医療機関等への普及を図りたい。 ・外出支援タクシー利用料金助成事業 これまでは65歳以上で要介護1以上，または身体障害者手帳所持者1～3級等の方が対象で，使用用途は通院時に限られていた。今年度からは，対象者を要支援の方まで広げ，使用用途も通院時だけでなく，買い物や，地域のサロン活動等といったあらゆる目的地も可能とする内容に拡充した。 ・避難行動要支援者の避難支援 避難行動要支援者（以下，要支援者）について，これまで災害対策基本法により， 	

要支援者の名簿を作成して、地域等と共有することで非常時に備えるという取扱いをしていたが、令和3年5月の法改正で、要支援者1人1人に対し、避難経路や移動手段、地域の支援者等、より詳細な情報を織り込んだ個別避難計画を作成することが市町村の努力義務としてあげられた。努力義務ではあるものの、村としては、災害時に誰もが避難できるよう、可能な限り早く個別避難計画を策定できるように進めていく。計画の策定にあたっては、自治会長や民生委員、ケアマネジャーや相談支援専門員等の皆様から協力を得ている。東海村では令和5年5月1日時点で90名の方が要支援者名簿に登録されているが、本人の現状や、避難時にどのような手段が必要なのか、安心サポーターはどのような方がいいのか等を確認し、計画作成を進めていく。

・認知症サポーター養成講座

認知症サポーターの養成講座やステップアップ講座を、今年度も引き続き地域や職域、学校等で開催し、認知症の理解に努めていく。また、認知症の本人同士が主となって自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に考え話し合う場として、本人ミーティングというものを今年度企画・開催する予定。これまで、認知症サポーターになっても活躍する場がないとの課題が挙がっていた。本人ミーティングの場だけでなく、相談窓口や認知症予防教室、認知症カフェ等においても、本人がやりたいことに耳を傾け、そのやりたいことの実現に向けて、認知症サポーターの支援と結びつけることにより、サポーターの活躍の場を作るとともに、利用者が地域で活躍できるような仕組みづくりの基盤整備を今年度進めていく。

質問・意見等

【避難行動要支援者の避難支援について】

・個別避難計画作成の対象人数はどの程度いるのか。また、自治会の加入率は100%ではないと思うが、未加入の方について取り残しのないように、どのような形で対応するのか。

⇒村内で要支援者名簿に登録されている方は、令和5年5月1日現在で90名となっている。民生委員や自治会関係者、ケアマネジャー等からの情報提供をもとに、村職員が改めて本人の状況等を確認したうえで条件に該当し、希望する方について、名簿に登録をしている。(平常時から名簿記載の情報を支援者に提供するのは、同意を得られた要支援者のみ) また、「広報とうかい」でも制度の仕組みや登録の条件等を周知しており、それを見て自ら手を挙げた方についても、調査して該当になる方については名簿登録をしている。他の市町村では、例えば「要介護3以上」等一定の条件に当てはまる方を全員対象とし、そこから状態によって優先度を振り分けているところもあるが、東海村ではそのような一律の要件を設けずに、支援の必要があ

と思われる方を登録しており、その方々の個別避難計画を作成していく。

- ・今の質問に関連してどのように支援体制を整備していくのか、すでにできているのかについて教えてもらいたい。

⇒先ほどの回答の補足として、自治会に入っていない方の支援についても関連してくるかと思うが、支援体制については、自治会長に災害援助のリーダー（災援リーダー）、民生委員には、行政と自治会、要支援者との間を繋ぐ災害援助のコーディネーター（災援コーディネーター）という役割をお願いしている。その中で、自治会加入の有無に関わらず、できれば隣近所の方で、災害時の安否確認や、避難所までの付き添いをしていただけるような方を安心サポーターとして、要支援者1名につき1名ないし2名選出いただくことを依頼している。また、地区によっては防災組織の班として、対応いただいている。やはり自治会に入っていない要支援者の方もおり、自治会に安心サポーターの配置を依頼する際に、自治会に入っていない人を支援することへの抵抗の声があるのも事実だが、災害時の人命救助ということで自治会にも協力いただきたい旨お伝えしている。

- ・このような弱者に対するデータベース的なものがいずれ必要になってくると思うが、その上で何か考えている取り組みはあるのか。

⇒65歳以上の高齢者等については、住民基本台帳と連動している福祉情報システムでデータとして管理ができる体制になっている。さらにそのシステム上に、家族の状況や、より詳細なご本人の状況を登録している。

【認知症初期集中支援チームの強化】

- ・昨年度から包括支援センターが2つに分かれ、チームとしても活発に活動することが増えたことと思う。その影響で、当センターの方に受診相談や、受診に繋がるケースもかなり多く、事前に包括支援センターの方と情報共有をしてスムーズに受診に繋げることが結構できている状況。今後も連携を図りながら対応していきたいと思うので、これからもよろしくお願したい。

【計画全般】

- ・3か年の計画なので、1・2年目の課題等を踏まえた新しい取り組み等があれば教えてほしい。

⇒医療と介護の連携の推進について、課題という観点で付け加えると、コロナ禍で研修会ができなかったのも理由のひとつだが、そもそも連携の推進はあまり進んでおらず、介護事業所の中ではMCSの利用が増えているが、医療機関に向けてあまり広がっていないという課題があった。さらに令和5年3月に、相談窓口が地域包括支

援センターに開設されたが、地域包括支援センターの認知度がそもそも低いという問題もあったため、本年度についてはこちらから出向いていく形で普及啓発をしていきたいと考えている。今までのように広報誌やホームページだけではなく、こちらから出向いていく形で効果を上げていきたいという点と、情報共有ツールの医療機関への普及という点で、本年度の目標を設定した。

- ・役場から MCS で連絡をもらうが、何となくメールでの連絡とあまり変わらないような使い方だと思う。例えば、ある程度セキュリティが保たれている中で、場合によっては患者さんの情報のやりとりもできるというのが本来の MCS の特色ではないかと思う。出向いて行って連携づくりというのはとてもいいと思うが、MCS を周知して、使ってもらえるように村が協力を依頼するとか、そのための勉強会をやりましょうと言いつつ、もう何年もできていない。過去に、東海村の医療機関の医師が集まって、情報交換会をするという企画もあったが、そういうのもどんどんやっていった方がいいと思う。最初は医師の皆さんがあまりいい顔をしてくれなかったが、村からの呼びかけで村長が来てくれるとなると、皆出席してくれるので、そのような場で情報交換ができればいいと思う。

議題(2)
事務局説明

第 9 期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

【①概要及びスケジュールについて】

第 9 期計画の概要、計画の位置づけ、計画の期間、計画の策定に係るスケジュール、計画策定に向けたポイントについて説明。

- ・計画の概要、計画の位置づけ、計画の期間について
8 期計画と大きく変わるところはなし。現在の計画と同様に、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体とした 3 か年の計画となる。
- ・今年度のスケジュールについて
今年度は第 8 期の最終年度のため、第 8 期の評価を行うとともに、第 9 期計画の策定を実施する必要がある、忙しくなることが想定され、委員会の開催は 5 回を予定している。
- ・第 9 期計画の策定に向けたポイント
厚生労働省が示す、第 9 期計画策定にあたっての基本的な考え方の案を抜粋した資料を基に説明。第 9 期計画中の 2025 年に団塊世代全員が 75 歳以上になることや、2040 年に高齢者人口がピークを迎え、高齢者の人口が増えること、都市部と地方での高齢化の進みに大きな差があること等が想定される。
よって、
1.これまで以上に、中長期的な地域の人口動態、介護ニーズの見込み等を踏まえた施

設のあり方や必要な介護サービス等、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を考えていく必要がある。

2.地域包括ケアシステムをさらに進めていく必要がある。

3.地域包括ケアシステムを支えるための介護の人材の確保や、介護現場の生産性の向上を図る必要がある。

これらを踏まえ、具体的な施策等を目標にし、計画に定めることが重要であるとされている。

質問・意見等

・介護サービス基盤整備について、今年に入り老健や介護事業所がなくなり、村の資源がすごく狭まっている。必要なものはこれから整備していこうという時に、逆になくなってしまっているように感じる。今後、どのような補充をしていくのか、考えがあればお聞きしたい。

⇒今年に入りデイサービスが1つ、老健が1つ無くなっている。老健に関しては県で整備する施設になっているため、はっきりしたことは言えないが、サービスの低下に繋がらないようにと考えている。介護事業所への支援について、金銭的な支援に関しては具体的なことを言えないが、例えば事業所間でのネットワークづくり等、村で後押しできるようなものを第9期に向けて考えている。

・第9期中に村の総合計画が切り替わる。総合計画の策定によって、9期計画の方向性が崩れることのないように、担当者間でしっかり調整してほしい。

⇒ずれがないように、庁内で連携していきたい。

・介護人材が足りておらず、利用者の入居ができないことで介護報酬が減り、施設の維持が厳しくなる。施設同士、横のつながりも必要だと思う。

・高校生等の若い世代に、介護職のすばらしさを知ってもらう必要がある。

・人材を増やすために、いかに魅力的なものを提示できるか。例えば、ICTの導入による業務改善や、見守りにセンサーを活用するとか、そういったものをアピールしていくことも必要。

【②事業の見直しについて】

事務局説明

第9期に向けた事業見直しについて、各担当から説明。

・はり・きゆう・マッサージ等施術費助成事業

対象条件の70歳以上を満たしていれば、誰でも利用可能になっている。今後高齢者

数の増加が見込まれていることもあり、対象条件の見直し等を検討すべきであると考えていた。しかしながら、平成28年から令和元年にかけて、利用者が1.8倍に伸びており、コロナ禍においては減少が見られたものの高水準での利用が見受けられたことから、現在の条件のまま、事業を継続していきたいと考えている。

・敬老祝品の贈呈

今後、高齢者の増加が見込まれるが、利用できる財源にも限りがある。敬老祝がひとつの目標にもなっており、高齢者へ尊敬の念をもって祝福するという姿勢に変わりはないが、高齢者の平均寿命が延びていること等も鑑み、対象者年齢の引き上げや給付金額の引き下げ等を検討し、長く事業を続けられるための体制に切り替えるべきだと考えている。

・高齢者見守り訪問サービス事業

愛の定期便という別事業を希望する住民が多く、現在利用者が3名に留まっている。令和4年度実施のニーズ調査でも、希望する見守りの方法において、民間事業所を希望する回答はわずか12.2%であった。当事業の他に、愛の定期便、緊急通報システム、見守り協定等、高齢者が安心して生活できる体制づくりに努めている。また、現在利用している3人においても、介護保険サービスの利用や親族連絡手段が確保されており、当事業以外でも定期的に安否確認が取れている状況である。これらを踏まえ、今年度で事業の廃止を検討している。

・医療と介護の連携の推進

以下(1)~(4)の取組みについて、医療と介護の連携を推進していく。

- (1)地域包括支援センター内に設置した相談窓口と連携し、情報収集に取り組む。
- (2)エンディングノートの改訂や、地域イベントへの参加による住民への啓発活動。
- (3)MCSの医療関係者への普及、運用方法の見直し。
- (4)村内の関係団体等との研修会の開催

時間の都合上、意見等については随時受け付けるものとする。

事務局説明

【③地域包括ケアシステムの姿像について】

第9期計画の策定に向け、課題の洗い出しを行うために、地域包括ケアシステムの図に東海村で補えていること・不足していることを記入するワークシートについて説明、後日提出を依頼。

以上